

○蒲郡市幸田町衛生組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例

弁償に関する条例

(昭和五十年三月三十一日
条例 第二二号)

改正	昭和五二年	三月二二日条例第三号
	昭和五七年	四月一日条例第一号
	昭和六一年	二月二六日条例第四号
	平成二年	二月二七日条例第二号
	平成五年	三月二六日条例第一号
	平成一年	三月三〇日条例第二号
	平成一年	二月二七日条例第五号
	平成二〇年	八月九日条例第四号
	平成二〇年	二月一九日条例第六号
	平成二八年	六月二七日条例第三号
令和	元年	二月二四日条例第二号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百三条の二の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの

(以下「非常勤の職員」という。)に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

第五編 給与

(蒲郡市幸田町衛生組合特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例) 一四五三

(報酬の額)

第二条 非常勤の職員の報酬の額は、別表第一のとおりとする。

第三条 報酬は、その職についた日の属する月からその職を離れた日の属する月まで支給する。

2 報酬は、その年の四月から九月までの分を十月に、十月から翌年三月までの分を同年四月に支給する。ただし、特に必要があると認める場合はこの限りでない。

(費用弁償)

第四条 非常勤の職員が職務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第二のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、非常勤の職員に支給する旅費については、蒲郡市幸田町衛生組合職員の給与に関する条例(平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第十号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

1 この条例は、昭和五十年五月一日から施行する。

2 蒲郡市幸田町衛生組合議会議員費用弁償に関する条例（昭和三十八年条例第三号）は、廃止する。

附則（昭和五十二年条例第三号）

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則（昭和五十七年条例第一号）

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭和六十六年条例第四号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の蒲郡市幸田町衛生組合報酬額及び費用弁償額に関する条例及び蒲郡市幸田町衛生組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行は、なお従前の例による。

附則（平成二年条例第二号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の、蒲郡市幸田町衛生組合報酬額及び費用弁償額に関する

条例の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附則（平成五年条例第一号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成十一年条例第二号）

この条例は、平成十一年四月三十日から施行する。

附則（平成十一年条例第五号）

この条例は、平成十二年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年条例第四号）

この条例は、平成二十年九月一日から施行する。

附則（平成二〇年条例第六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和元年条例第二号）抄

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表第1

職 名	報 酬 額
識見を有する者のうちから選任された監査委員	年額 36,000円
議会の議員のうちから選任された監査委員	年額 24,000円
地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第2号に該当する職にある者	予算の範囲内で管理者が定める額
法第3条第3項第3号及び第3号の2に該当する職にある者	予算の範囲内で管理者が定める額

第五編 給与（蒲郡市幸田町衛生組合特別職の職員で非常勤のもの）の報酬及び費用弁償に関する条例 一四五五

B
〔蒲郡衛生二八〕

第五編 給与（蒲郡市幸田町衛生組合特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例） 一四五六（一五〇）

別表第二

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	宿泊料（一夜につき）	日当（一日につき）
法第3条第3項第1号に該当する職にある者	実費	実費 等級あるものは最上級に次ぐ等級	実費	一五、〇〇〇円	二、九〇〇円
法第3条第3項第3号及び第3号の2に該当する職にある者	実費	実費 等級あるものは最上級に次ぐ等級	実費	一一、五〇〇円	二、二〇〇円